

# ○海上自衛官の職の分類制度の実施に関する達

昭和38年12月6日  
海上自衛隊達第110号

- 改正 昭和40年9月15日 海上自衛隊達第70号〔第1次改正〕
- 昭和41年9月14日 海上自衛隊達第37号〔第2次改正〕
- 昭和42年7月25日 海上自衛隊達第42号〔第3次改正〕
- 昭和43年4月22日 海上自衛隊達第24号〔第4次改正〕
- 昭和43年6月6日 海上自衛隊達第31号〔第5次改正〕
- 昭和45年7月22日 海上自衛隊達第57号〔第6次改正〕
- 昭和46年11月1日 海上自衛隊達第63号〔第7次改正〕
- 昭和47年6月23日 海上自衛隊達第45号〔第8次改正〕
- 昭和48年1月24日 海上自衛隊達第4号〔第9次改正〕
- 昭和48年6月15日 海上自衛隊達第34号〔第10次改正〕
- 昭和50年7月24日 海上自衛隊達第18号〔第11次改正〕
- 昭和51年2月27日 海上自衛隊達第1号〔第12次改正〕
- 昭和51年5月11日 海上自衛隊達第17号〔第13次改正〕
- 昭和51年6月15日 海上自衛隊達第26号〔第14次改正〕
- 昭和51年7月30日 海上自衛隊達第33号〔第15次改正〕
- 昭和52年3月18日 海上自衛隊達第7号〔第16次改正〕
- 昭和53年3月17日 海上自衛隊達第12号〔第17次改正〕
- 昭和54年1月16日 海上自衛隊達第1号〔第18次改正〕
- 昭和54年4月18日 海上自衛隊達第12号〔第19次改正〕
- 昭和55年6月16日 海上自衛隊達第14号〔第20次改正〕
- 昭和55年12月5日 海上自衛隊達第26号〔海曹長階級の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕
- 昭和57年2月26日 海上自衛隊達第2号〔第21次改正〕
- 昭和58年7月20日 海上自衛隊達第34号〔第22次改正〕
- 昭和62年6月25日 海上自衛隊達第15号〔第23次改正〕
- 平成元年3月4日 海上自衛隊達第6号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕
- 平成5年4月1日 海上自衛隊達第14号〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務定評の実施に関する達等の一部を改正する達9条による改正〕
- 平成9年3月21日 海上自衛隊達第11号〔第24次改正〕
- 平成9年7月31日 海上自衛隊達第26号〔第25次改正〕

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第21号）第11条の規定に基づき、海上自衛官の職の分類制度の実施に関する達を次のように定める。

## 海上自衛隊の職の分類制度の実施に関する達

### （目的）

第1条 この達は、海上自衛官の職の分類制度の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この達において用いる用語の意義は、訓令に定めるもののほか、次の各号に示すとおりとする。

- （1） 「訓令」とは、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第21号）をいう。
- （2） 「認定資格」とは、特技保有者として認定されるために必要な資格をいう。
- （3） 「認定特技」とは、特技保有者として認定された特技をいう。

### （職域）

第3条 3等海尉以上の自衛官（以下「幹部」という。）の職域は別表第1のとおりとし、准海尉たる自衛官（以下「准尉」という。）及び海曹長以下の自衛官（以下「曹士」という。）の職域は別表第2のとおりとする。ただし、幹部勤務を命ぜられた幹部候補者（以下「幹部候補者」という。）の職域については、幹部の例による。

2 前項の職域は、幹部については、大職域をもつて人事管理の、小職域をもつて教育訓練の計画及び実施の資とし、准尉及び曹士については、小職域をもつて人事管理及び教育訓練の計画及び実施の資とする。ただし、幹部候補者については、幹部の例による。

### （特技職明細書）

第4条 海上自衛官についての特技職明細書は、別に定める

### （接尾語及び接尾記号）

第4条の2 特技の内容を更に区分して表わす必要がある場合又は資格免許等を特技に付加して表示する場合には、当該特技の名称の後に特技の内容の区分又は資格免許等を示す用語（以下この条及び次条において「接尾語」という。）を括弧に入れて記するものとする。

2 特技を番号で表示する場合の接尾語の表示は、当該特技の番号の後に当該接尾語に対応する接尾記号を記するものとする。

3 接尾語ごとの名称、接尾記号及び付与要件等の明細は、別に定める接尾語明細書で示す。

### （特技職明細書等管理補助者）

第5条 特技職明細書及び接尾語明細書（以下この条において「特技職明細書等」という。）

の記載事項等を適正かつ効果的に管理するため、必要に応じて、特技職明細書等管理補助者（以下この条において「明細書等管理補助者」という。）を置く。

2 明細書等管理補助者の行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特技明細書等の改正案の作成

(2) 別に定めるところにより、接尾語シラバス（接尾語の付与要件の一つである訓練の実施基準をいう。）の作成

3 明細書等管理補助者は、特技職明細書等において特技職及び接尾語ごとに示す。

（特技認定権者）

第6条 特技保有者の認定及び取消し（以下「特技の認定等」という。）は、幹部については海上幕僚長が、准尉及び曹士についてはその者の任免を行う当該地方総監が行う。

ただし、幹部候補者については海上幕僚長が行う。

（特技保有者の認定）

第7条 特技認定権者は、次の各号の1に該当する海上自衛官について適当と認める場合は、特技保有者として認定するものとする。

(1) 特技職明細書に定める認定資格を備えていること。

(2) 次条に規定する特技試験に合格していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、海上幕僚長が適当と認める経歴、技能を備えていること。

2 前項の場合において、一人の海上自衛官について、人事管理上必要と認める2以上の特技を認定することができる。

3 特技保有者の認定の実施要領については、別に定める。

（特技試験）

第8条 特技認定権者は、特技保有者の認定について必要があると認める場合は、別に定めるところにより特技試験を実施するものとする。

（認定特技の取消し）

第9条 特技認定権者は、特技を認定されている海上自衛官が、次の各号の1に該当した場合には、当該各号に定める認定特技を取り消すものとする。

(1) 能力の低下又は心身の故障により、当該特技職の職務及び責任を遂行できなくなった場合当該認定特技

(2) 特技職の内容又は認定資格の変更により、当該特技に対する資格が不十分となった場合当該認定特技

(3) 1等海佐に昇任した場合当該認定特技

(4) 幹部に昇任した場合准尉又は曹士の認定特技

(5) 幹部候補生（飛行幹部候補生を除く。）を命ぜられた場合曹士の認定特技

2 前項の規定にかかわらず、特技認定権者は、人事管理上不必要と認める認定特技を取り消すことができる。

3 特技保有者の取消しの実施要領については、別に定める。

(特技取消申請書)

第10条 配置指定権者（別に定める配置指定権者をいう。以下同じ。）は、海上自衛官が前条第1項第1号に該当する場合は、特技取消申請書（別記様式第1）を作成し、特技認定権者に提出しなければならない。この場合においては、必要に応じ医師の診断書を添付するものとする。

(特技委員会)

第11条 特技認定権者は、特技の認定等について審議させるため、特技委員会を設置することができる。

2 特技委員会は、特技認定権者が指名する3名以上の幹部である委員をもつて構成する。

(異議の申立て)

第12条 海上自衛官は、特技の認定等について異議があるときは、異議申立書（別記様式第2）を作成し、配置指定権者を経て特技認定権者に提出するものとする。

(特技の認定等の通知)

第13条 特技認定権者は、特技の認定等を行った場合は、当該海上自衛官の配置指定権者を通じて通知するものとする。

(特技保有者の統計に関する報告)

第14条 特技保有者の統計に関する報告については、別に定める。

附 則

- 1 この達は、昭和38年12月6日から施行し、昭和38年7月1日から適用する。
- 2 特技制度の実施に関する達（昭和43年海上自衛隊達第27号）は廃止する。

附 則〔第1次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和40年9月15日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に改正後の規定による当該特技の認定資格又はその接尾語を付与する場合の資格を有している者については、昭和40年9月15日付をもつて当該特技保有者の認定又は当該接尾語の付与を行なうものとする。
- 3 この達施行の際、当該特技の認定資格を改正されたもののうち、現に水中処分幹部及び水中処分員以外の特技を認定されている者については、改正後の規定により当該特技を認定された者とみなす。
- 4 この達施行の際、現に改正前の認定資格により当該課程の修了が当該特技の認定資格になっていた課程を履修中の者については、当該課程修了時に従前の認定資格により当該特技を認定するものとする。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和41年9月14日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則〔第3次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和42年7月25日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に改正後の規定による当該特技に対する接尾語を付与する場合の資格を有している者については、昭和42年7月25日付をもつて当該接尾語の付与を行な

うものとする。

附 則〔第4次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和43年4月22日から施行し、昭和42年8月24日から適用する。
- 2 この達施行の際現に改正前の認定資格により、当該課程の修了が当該特技の認定資格になっていた課程を履修中の者については、当該課程修了時に従前の認定資格による当該特技を認定するものとする。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和45年7月22日から施行し、同年7月1日から適用する。
- 2 昭和45年7月1日において、現に改正前の接尾語を付与する場合の資格になっていた課程を履修中の者については、当該課程修了時に従前の例により当該接尾語の付与を行なうものとする。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕

この達は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則〕

この達は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則〔第10次改正による附則〕

この達は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則〔第11次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和50年8月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に改正後の規定による当該接尾語を付与する場合の資格を有している者については、昭和50年8月1日付をもつて当該接尾語の付与を行うものとする。

附 則〔第12次改正による附則〕

この達は、昭和51年2月27日から施行する。

附 則〔第13次改正による附則〕

この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔第14次改正による附則〕

この達は、昭和51年6月15日から施行する。

附 則〔第15次改正による附則〕

この達は、昭和51年7月30日から施行する。

附 則〔第16次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に初級通信幹部及び上級通信幹部の特技を認定されている者については、第6条第1項第3号の規定により通信幹部の特技を認定されたものとみなす。

- 3 この達の施行の際、現に気象幹部の特技を認定されている者については、第6条第1項第3号の規定により気象海洋幹部の特技を認定されたものとみなす。

附 則〔第17次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に接尾語潜水救助を付与されている者については、第6条第1項第3号の規定により、接尾語救助を付与されたものとみなす。

附 則〔第18次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和54年1月16日から施行する。
- 2 この達の施行の際、航空自衛官の上級土木員課程又は上級電気員課程を終了し、現に施設員の特技を認定されている者については、第6条第1項第3号の規定により上級施設員の特技を認定されたものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に施設員の特技を認定されている者(前項に該当する者は除く。)については、第6条第1項第3号の規定により中級施設員の特技を認定されたものとみなす。

附 則〔第19次改正による附則〕

- 1 この達は、昭和54年4月18日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に改正後の規定による当該接尾語を付与する場合の資格を有している者については、昭和54年4月18日付けをもつて当該接尾語の付与を行うものとする。

附 則〔第20次改正による附則〕

この達は、昭和55年6月16日から施行する。

附 則〔海曹長階級の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則〔第21次改正による附則〕

この達は、昭和57年2月26日から施行する。

附 則〔第22次改正による附則〕

この達は、昭和58年7月20日から施行する。

附 則〔第23次改正による附則抄〕

(施行期日)

- 1 この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、

これを補正して使用することができる。

附 則〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達の附則〕

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則〔第24次改正による附則〕

この達は、平成9年3月26日から施行する。

附 則〔第25次改正による附則抄〕

(施行期日)

- 1 この達は、平成9年8月1日から施行する。

附 則〔第26次改正による附則抄〕

(施行期日)

- 1 この達は、平成13年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 4 この達の施行の際、現に存する前2項の達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

別表第1 (第3条関係)

幹部の職域

大職域	番号	小職域	番号	特技職	番号
共通	00	総合	001	総合幹部	0010
		監理	011	監理幹部	0110
		人事	012	人事幹部	0120
		厚生	013	厚生幹部	0130
		体育	014	体育幹部	0140
		警備	015	警備幹部	0150
		語学	016	語学幹部	0160
		数理	017	数理幹部1	0170
		電計処理	018	電計処理幹部	0180
		潜水	019	潜水幹部	0190
用兵	01	艦艇用兵	111	艦艇用兵幹部	1110
		艦艇	112	艦艇幹部	1120
		航海	113	航海幹部	1130
		船務	114	船務幹部	1140
		射撃	115	射撃幹部	1150

		水雷	116	水雷幹部	1160
		機雷掃海	117	機雷掃海幹部	1170
		機関	118	機関幹部	1180
		航空用兵	121	航空用兵幹部	1210
		飛行	122	飛行幹部	122
		航空管制	123	航空管制幹部	12300
		地上救難	124	地上救難幹部	1240
		情報	131	情報幹部	1310
		通信	132	通信幹部	1320
		気象海洋	133	気象海洋幹部	1330
装備	02	特別警備	141	特別警備幹部	1410
		装備	201	装備幹部	2010
		艦船整備	211	艦船整備幹部	2110
		電子整備	212	電子整備幹部	2120
		武器整備	213	武器整備幹部	2130
		航空機整備	221	航空機整備幹部	2210
		航空電子整備	222	航空電子整備幹部	2220
		航空武器整備	223	航空武器整備幹部	2230
		技術	231	技術幹部	2310
経補	03	経補	311	経補幹部	3110
		経理	312	経理幹部	3120
		補給	313	補給幹部	3130
衛生	04	医科	411	医科幹部	4110
		歯科	412	歯科幹部	4120
		薬剤科	413	薬剤科幹部	4130
		衛生医事	414	衛生医事幹部	4140
施設	05	施設	511	施設幹部	5110
		施設整備	512	施設整備幹部	5120
法警	06	法務	611	法務幹部	6110
		警務	612	警務幹部	6120
音楽	07	音楽	711	音楽幹部	7110

別表第2（第3条関係）

准尉、曹士の職域

小職域	番号	特技職	番号
要務	0111	要務員	01112
体育	0141	体育員	01412
警備	0151	警備員	01512
電計処理	0181	電計処理員	01812
潜水	0191	潜水員	01912
船艇運航	0211	船艇運航員	02112
車両	0311	車両員	03112
航海	1131	航海員	11312
電測	1141	電測員	11412
射撃	1151	射撃員	11512
射管	1152	射管員	11522
運用	1153	運用員	11532
魚雷	1161	魚雷員	11612
水測	1162	水測員	11622
掃海機雷	1171	掃海機雷員	11712
蒸気	1181	蒸気員	11812
ディーゼル	1182	ディーゼル員	11822
ガスタービン	1183	ガスタービン員	11832
電機	1184	電機員	11842
応急工作	1185	応急工作員	11852
船務	1191	船務要員	11911
攻撃	1192	攻撃要員	11921
機関	1193	機関要員	11931
操縦	1221	操縦員	12212
航法	1222	航法員	12222
航空管制	1231	航空管制員	12312
地上救難	1241	地上救難員	12412
航空基地	1291	航空基地要員	12911
情報	1311	情報員	13112
通信	1321	通信員	13212
気象海洋	1331	気象海洋員	13312
特別警備	1411	特別警備員	14112
電子整備	2121	電子整備員	21212

航空発動機整備	2211	航空発動機整備員	22112
航空電機計器整備	2212	航空電機計器整備員	22122
航空機体整備	2213	航空機体整備員	22132
航空電子整備	2221	航空電子整備員	22212
航空武器整備	2231	航空武器整備員	22312
航空整備	2291	航空整備要員	22911
技術	2311	技術員	23112
経理	3121	経理員	31212
補給	3131	補給員	31312
給養	3141	給養員	31412
経補	3191	経補要員	31911
衛生	4141	衛生員	41412
施設	5121	施設員	51212
警務	6121	警務員	61212
音楽	7111	音楽員	71112

別記様式第1 (第10条関係)

特 技 取 消 申 請 書

平成 年 月 日

所 属	階 級	( . . )	氏 名	(ふりがな)		
				( S . . ) 年齢		
取消申請特技		その他の認定特技		学 歴	認識番号	
接 尾 語	名	称	接尾記号	名	称	接尾記号
経 歴	配置職務内容		期 間	配置職務内容		期 間

の 概 要				
本人の希望				
理 由	配置指定権者（職） （氏名） 印			
審 査				決裁年月日

(日本工業規格A列4番)

記入要領

- 1 取消申請特技欄は、取消しを申請する特技を記入する。  
例：艦艇用兵幹部
- 2 その他の認定特技欄は、取消しを申請する特技を除き、認定されている特技をすべて記入する。  
例：情報幹部、人事幹部
- 3 学歴欄は、最終学歴を記入する。  
例：防大（電子工学）〇〇期  
〇〇大法学部（〇〇学科）〇年〇月卒
- 4 接尾語欄は、保有する接尾語をすべて記入する。
- 5 経歴の概要欄は、自衛隊における主な経歴を記入する（学校等における教育に関するものを除く。）。  
例：〇〇船務長55・2・27～56・7・27  
〇〇砲雷長57・7・20～59・1・20
- 6 本人の希望欄は、取消しに関する本人の意見及び今後の経歴管理等についての希望を記入する。
- 7 理由欄は、取消申請の理由について、配置指定権者が記入する。

別記様式第2（第12条関係）

異 議 申 立 書

平成 年 月 日

所 属		階 級	( . . )	氏 名	(ふりがな)
--------	--	--------	---------	--------	--------

				( S . . ) 年齢		
異議申立特技		その他の認定特技		学 歴		
接 尾 語	名	称	接尾記号	名	称	接尾記号
経 歴 の 概 要	配 置 職 務 内 容		期 間	配 置 職 務 内 容		期 間
理 由						
配 置 指 定 権 者 所 見		配 置 指 定 権 者 ( 職 ) ( 氏 名 ) 印				
審 査						決 裁 年 月 日

(日本工業規格A列4番)

記入要領

- 異議申立特技欄は、異議申立てを行う特技を記入する。  
例：艦艇用兵幹部
- その他の認定特技欄は、異議申立てを行う特技を除き、認定されている特技をすべて記入する。  
例：情報幹部、人事幹部
- 学歴欄は、最終学歴を記入する。  
例：防大（電子工学）〇〇期  
〇〇大法学部（〇〇学科）〇年〇月卒

- 4 接尾語欄は、保有する接尾語をすべて記入する。
- 5 経歴の概要欄は、自衛隊における主な経歴を記入する（学校等における教育に関するものを除く。）。

例：〇〇船務長55・2・27～56・7・27

〇〇砲雷長57・7・20～59・1・20

- 6 理由欄は、異議申立ての理由について、申立者が記入する。